

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年9月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	滝川 美幸 君
	斉藤 芳夫 君		有泉 庸一郎 君
	内藤 久歳 君		保坂 芳子 君

### 欠席委員（1名）

松井 豊 君

### 傍聴議員（10名）

議長	小浦 宗光 君		横山 洋介 君
	金丸 幸司 君		五味 武彦 君
	金丸 寛 君		清水 正二 君
	米山 昇 君		山本 今朝雄 君
	藤原 正夫 君		樋泉 明広 君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	内藤 博文 君	総務部長	三井 敏夫 君
教育部長	生山 勝 君	企画財政課長	横森 貴志 君
人事課長	高鳥 悟 君	防災危機管理課長	長谷川 秀明 君
教育総務課長	樋口 充 君	生涯学習文化課長	土屋 達巳 君
財政係長	宮本 裕 君	人事係長	瀧波 秀彰 君
給与係長	小池 清美 君	消防防犯係長	樋川 浩一 君
施設係長	伊藤 達郎 君	文化財係長	大畠 正之 君

---

**職務のために出席した者の職氏名**

議会事務局長 岩 下 和 也 書 記 興 石 文 明  
書 記 有 野 恵 里

**審査内容**

1 補正予算審査

議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

2 請願審査

請願第29-5号 「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法の廃止を求め  
る意見書提出への請願

請願第29-6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るため  
の請願書

3 その他

開会 午前 9時24分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

開会前にご報告させていただきます。

松井議員ですけれども、8月29日から入院をしております、おととい17日日曜日に退院をいたしました。現在自宅療養中で、21日木曜日の本会議から出てくる予定というようなことで連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、長谷部委員長、よろしくお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、大変ご苦労さまです。

9月定例会中の総務教育常任委員会の開会ということで、付託された案件を審議していただくわけでありましてけれども、久々に総務にしては割と少ない案件ということで、時間内に十分終わると思います。いっぱい意見を、質問していただいても大丈夫だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

あと、終わりに請願が2本また審査もありますけれども、重ねてよろしく願いしたいと思います。

それでは、座って進行させていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、松井委員は欠席の連絡がありましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

---

○委員長（長谷部 集君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査につきましては、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやす

く説明をしていただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴も許可しておりますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。

質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに補正予算審査を行います。

議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、そのようにいたします。

初めに、人事課より人件費の補正について説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、人事課より人件費の補正につきまして、初めに職員全体の概要について説明をさせていただきます、その後、総務教育常任委員会所管の課目について説明をさせていただきます。

定例市議会資料の最後のページ、4ページをお願いいたします。

補正予算人件費明細表をお願いいたします。

まず、上段の表の正職員について説明をいたします。

正職員の補正予算の内容は、本年4月1日の定例人事異動に伴い、当初予算作成時に各所属に在籍していた職員の予算課目に変更が生じたため、各予算科目間の組みかえを行うものと、昇給・昇格に伴います給料月額増額によるもの、また、共済費の事業主負担の増額によるものであります。

平成29年1月1日時点で、定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が452人、その後、本年3月末に自己都合退職者が5人、8月末までに死亡退職者が2人生じたことから、9月

1日現在は当初予算より7人減員の445人となっております。

2節の給料の補正額は、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己都合退職者等により、7人の減額分と、昇給・昇格に伴います給料月額を増額分を相殺し、216万3,000円の増額となります。

3節の職員手当につきましても給料と同様に、増減分を相殺し、609万5,000円の増額となります。

4節の共済費につきましては、職員数の減額分と事業主の負担率がふえたことにより増額分を相殺し、2,253万4,000円の増額となります。全職員の人件費の補正額は3,079万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、中段の再任用職員の表をごらんください。

再任用職員は、平成28年度任用の6人と、平成29年度に再任用を希望した8人の14人を当初予定していましたが、平成29年度任用の1人を非常勤職員として任用したため、現在13人となっております。

2節給料と3節職員手当につきましては1人分の減額、4節の共済費につきましては、正職員と同様に事業主の負担率がふえたことにより増額となっており、合計で211万9,000円の減額となります。

正職員と再任用職員を合計いたしますと、全体で2,867万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

なお、嘱託非常勤職員につきましては、予算作成時と変更はありません。

次に、9月補正予算説明書、こちらの8ページ、9ページをお願いいたします。

総務教育常任委員会所管の科目につきまして、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当の増減額の理由は、先ほど説明しましたとおり、人事異動により職員の入れかわりによるものと、昇給・昇格により増額分、共済費につきましては、事業主の負担率の変更により増額分であります。

最初に、1款議会費1項議会費1目議会費でございます。

01議会事務局職員費の職員数は4人で当初予算と変わりませんが、4月の人事異動に伴い、職員の入れかわりにより39万9,000円を増額するものであります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。

01総務管理関係職員費の職員数は、当初85人分を計上しておりましたが、人事異動等により9人を減員し76人となっております。職員9人の減員の理由は、当初の85人から新採

用職員18人と定年退職者9人を差し引いた分の76人に、秘書政策課が2人増員、人事課が1人減員と、育児休業中の総務付職員が1人、5月に子育て支援課に復帰したことによるものです。合計で3,068万7,000円の増額となります。

06再任用職員費は、先ほど説明しましたとおり、1人減員で211万9,000円の減額であります。

次に、7目支所及び出張所費です。

03敷島支所関係職員費の職員数は当初予算の16人より1人少ない15人となっておりますが、人事異動に伴い32万5,000円を増額するものであります。

05双葉支所関係職員費の職員数は13人で変わりありませんが、人事異動に伴い302万1,000円を減額するものであります。

次に、2項徴税费1目税務総務費です。

01税務関係職員費の職員数は当初予算の29人より2人多い31人となっております。税務課が2人増員になっており、人事異動分を合わせまして57万5,000円の増額であります。

次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費です。

01戸籍住民関係職員費の職員数は15人で当初と変動ありませんが、人事異動に伴い149万円を増額するものであります。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

6項監査委員会費2目監査委員事務局費です。

01監査委員事務局職員費の職員数は2人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い3万4,000円を減額するものであります。

次に、16ページ、17ページの下の行になります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費です。

01教育管理関係職員費の職員数は18人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い70万6,000円を減額するものであります。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費です。

01小学校関係職員費の職員数は3人で当初予算と変わりませんが、栄養士1人が育児休業を取得したため、439万7,000円を減額するものであります。

次に、3項中学校費1目学校管理費です。

01中学校関係職員費の職員数は4人で当初と変わりませんが、51万8,000円を増額するも

のであります。

次に、4項学校給食費1目給食センター費です。

01給食センター関係職員費の職員数は、当初予算の3人より1人少ない2人となっておりますが、定年退職による減員で567万7,000円を減額するものであります。

次に、6項社会教育費1目社会教育総務費です。

01社会教育関係職員費の職員数は8人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い258万7,000円を増額するものであります。

次に、2目公民館費です。

01公民館関係職員費の職員数は3人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い86万1,000円を減額するものであります。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

5目図書館費です。

01図書館関係職員費の職員数は、当初予算の9人より1人多い10人となっておりますが、人事異動に伴い415万1,000円を増額するものであります。

次に、7項保健体育費1目保健体育総務費です。

01保健体育関係職員費の職員数は8人で変わりませんが、人事異動に伴い320万円を減額するものであります。

以上が総務教育常任委員会が所管しています人件費の補正に関する説明です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの説明で、共済費の負担割合がふえたということなんだけれども、そのふえた割合というのはどれくらいふえたんですか。

○委員長（長谷部 集君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 共済費の割合でございますけれども、共済費の割合が何種目かありまして、4月から8月までの前期と、9月から3月までの後期、それとあと、介護保険がある、なしということで、幾つか分かれています。1つの例を表すと1,000分の3、0.3%ですか、その1,000分の3がふえているような状況になっています。

- 委員長（長谷部 集君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） これは共済費の負担の率が上がるというのは、見直しの時期というかそういうものは定期的にあるのか、それとも国の動きによってこういうふうに変ってくるのか、その辺のところはちょっとどんなぐあいになっているのか聞かせてください。
- 委員長（長谷部 集君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） 最近は定期的に変わっていますけれども、財源があればふやさなくてもいいと思いますけれども、このところ大体9月、今の時期をめどに大体変更になっています、実際にどのくらい上がるかもわからないので、この時期かその次の12月とかというときに補正をお願いしている状況です。
- 委員長（長谷部 集君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） 先ほど給食センターが1人退職したということなんだけれども、退職に対してそのまま人的なそういう減員になっているということで、その補充というかそういうことはやったですか。
- 委員長（長谷部 集君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） 給食センターの調理員1人定年退職でございましたけれども、その後、その方非常勤職員ということで、給食センターで同じ調理員をさせていただいています。
- 委員長（長谷部 集君） そのほかございませんか。  
保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） 図書館の関係職員費なんです、これは1人増とおっしゃいましたけれども、どういったふうにふえたんですか。正職員が1人ふえたということですか。
- 委員長（長谷部 集君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） 正職員が1人増員をしています。
- 委員長（長谷部 集君） 保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） 臨時の方とかアルバイトの方がふえたというのはわかるんですが、正職員だと、その職種というか何か特別にあげたということなんですか。仕事上どういう。
- 委員長（長谷部 集君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） 業務は特別今年度から変わったとかということはないですけれども、基本的には図書館には司書の資格を持った職員を配置していますけれども、今回異動した者は司書ではなくて、一般の行政職ということで異動をさせました。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ以上で委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで人事課、人件費関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開します。

続いて、防災危機管理課より、9款消防費1項消防費3目消防施設費について、説明をお願いします。

長谷川防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

防災危機管理課より、9月補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書、16ページ、17ページをお願いいたします。

中央より下のほうになりますけれども、第9款消防費第1項消防費第3目消防施設費01消火栓負担金の第19節負担金補助及び交付金につきまして、170万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、市の指定避難所となっております双葉西小学校に設置をしております飲料水兼用耐震性貯水槽の遮断弁等の動作不良に伴う修繕に要する経費につきまして、補正をお願いするものであります。

この貯水槽は平成11年に設置されたもので、点検を年に2回、上水道課において行っており、ことしの5月に行った点検におきまして、遮断弁の動作不良が判明したため、修繕を

行うものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 平成11年ということは18年たっているということだね。それで一応年2回の点検をやっているということなんだけれども、その点検の内容、どういう内容をやっているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 経過年数につきましては、11年が経過ということになります。点検の内容ですけれども、通常水道管の一部というような形で水が流れておりますけれども、点検時につきましては臨時の配水をとめまして、実際に遮断弁が動作するかどうかということを点検します。それから、貯水槽におけます圧力等が適正か計器等による確認、それから水あか等の付着がないか、消耗部品の破損とか遮断機の時間の測定を目視で行うというようなことを行っております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういう年2回やっていて、異常が見られたからこれを取りかえるということですか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 今回遮断弁とシリンダーのオーバーホールを実施する必要があるということで、その経費を要求をさせていただいております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これと同じような遮断弁付きの貯水槽は結構幾つかあるよね。ほかのところの状況というのはどんなぐあいですか。例えば同じような年数がたったときにちゃんと作動しているのか、何でここの場がだめになっちゃったのか。これは頻繁に動いているものじゃないよね、遮断弁で。ほとんど検査のときに動かすと。そういう状況の中で壊れちゃったというか、一応作動が不良になったから取りかえるということなんだけれども、その辺

についても170万という費用がかかるということで、もう少し点検をするときのそのメンテ  
というか、例えば油の切れぐあいとかそういうところ、点検は当然業者にやってもらって  
いるわけでしょう。だからそういうところのチェックというか、その辺の点検の仕様という  
ことに関しても、ちゃんとやっているのかどうなのか、その辺のところのチェックというの  
はどうなっているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） まず、飲料水兼用の貯水槽の遮断方式ですけれども、  
大きく今回修繕を必要とする双葉西小で採用しております2way切替型というものと、あ  
とA弁B弁という2つの連動型の遮断弁方式の2つのタイプがございまして、双葉西小学校  
と同じタイプのものについては、竜王小学校と竜王西小学校が同じタイプのものでござい  
ますけれども、こちらについては、平成9年度と平成10年度に設置をしておりますけれども、  
この2つについては、今のところ点検では異常がないところでございます。

ほかのタイプの、A弁、B弁の連動型につきましては、経過が20年くらいたったところ  
でやはり点検で遮断弁の動作が時間がかかるとかというような状況が点検において見られま  
したので、4カ所くらい補正予算をお願いしまして、これらについてはオーバーホールで対  
応してきております。

点検のほうにつきましては、上水道課のほうで業者のほうに委託をしておりますけれども、  
その辺については上水道課のほうで検査等を行っていただいております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

点検のその管理とかそういうのは上水道課ということで、その辺の連携というかそういう  
ものもきちっとやって、要は大事なことは、有事の際にJアラートでもよくあるじゃないで  
すか。かなりやっても、いざそのときに動かなかつた。特にこういうふだん使ってい  
ないものについては、非常にそういう可能もあるので、そういったところのふぐあいが発生  
しないように、今後連携を図って管理をしてもらえばいいかなと思いますので、よろしくお  
願いします。これ要望で結構です。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すみません、今までのと関連してしまうんですが、さっき5月の点検  
でわかったとおっしゃいましたよね。5月にわかって、これというのはあれですか、これが

例えば遮断弁がしていても耐震用貯水槽としての働きというのはできるんですか。それともできなくなっちゃ故障だったんですか、これは。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 遮断弁が貯水槽の上部にありますので、完全に飲料水兼用型の貯水槽の水が全てなくなってしまうということはないんですけども、うまく弁が閉じないということで、一部の水が流れてしまうというふうな状況になってしまうということで、修繕を行うものでございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 5月からずっともう4カ月ぐらいたっているんで、本当はそういうのがわかった時点ですぐできるような、こういうことに関しては学校だけのことじゃなくて、いざとなったら避難所になるわけですので、ちょっとでもふぐあいが、それが引き金になって全然使えなくなっちゃうことも考えられるので、修繕というのは早くやるべきじゃないかなと思うんですけども、その辺のところ、何かここまで引っ張らないと、わかりますけれども、わかるんですけども、やっぱりそこはちゃんとやったほうがいいと私は思うんですけども、どうなんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 三井部長。

○総務部長（三井敏夫君） ご指摘のとおりだと思いますが、先ほど課長が申し上げましたように、一部水が残っているということで、備蓄の水もありますことから、万万が一災害になったときでも、その避難人数分の水については賄えるだろうということを予測しまして、予備費の対応も考えたわけですけども、この補正をお願いするという出させていたできました。よろしくをお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私はやっぱりそこはやるべきだと、すぐに対応するべきだと思います。要望します。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 先輩2人に言われちゃったんで、いわかしたこと全部入っているんだけど、今の話で、補正で予算を取らなきゃその対応ができないというのが、僕は根本的に、いわゆる典型的なお役所だと思うんです、これはきつい言い方ですけども。場合によったら補正予算でなければできないという話の、額的に言えば多少超えたかもしれないけれども、誰かがそれをやったからといって、誰か文句言いますか。そういうところが事後承

諾ということだってあり得る話なんだから、なぜそういう対応をしないのか。体質がおかしいんじゃないかと思うんだけど。間に合うからいいんだったら、初めから要らないじゃないですか、これじゃ。ということになりがちなので、やはりこれは災害時の給水だけじゃないでしょう。災害時の給水だけですか。そのいわゆる消火栓という意味は。

〔「それは質問ですか」「質問です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 委員さんのおっしゃるとおり、飲料水兼用型ということで災害時の飲料水として当然使いますけれども、委員さんのおっしゃるとおり消火栓というか、防火水槽としても兼ねているというようなものでございます。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） それは学校の、例えば施設とか建物とか、あるいは火災とか、そういうときにも当然使う設備だと思うんだけど、そうすると、どこかの消火栓ボックスから遠ければ、その近隣の住宅とか云々というときにも使うことも起こり得るということもあり得る設備ですか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 当然火災現場の場所にもよるかと思えますけれども、場所によってはその飲料水兼用型の貯水槽が現場に近ければ、そういった貯水槽として使うことは当然あることだと考えております。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） ためてあるから間に合うだろうけれども、やはり5月に点検でわかったけれども、補正組まなきゃ10月までやらない、具体的工事はいつやられる予定の話ですか。工事というか手直しというか、そういうのは。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 9月補正の予算が通りましたら、早急に業者のほうにお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ以上で委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点確認したいんですが、今、飲料水兼用貯水槽が消火栓にも転用できるようなこと説明がありましたが、あれをどういうふうに。あれは水道がそのまま循環しているわけですけれども、それから給水して消火するわけでしょうか。どういうふうにご利用される予定でしょうか、消火栓として使うというのは。

○委員長（長谷部 集君） 樋川係長。

○消防防犯係長（樋川浩一君） 使用法につきましては、緊急時に閉鎖弁を閉じたときに、上のほうにふたがありますので、そちらのふたのほうを開いて、そこにホースのほうをつながせていただいて、消火活動をするという形になっております。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） そうすると、もちろん閉じて使うわけですけれども、あれはそのまま水として水道として飲んでいるわけですよ。循環してそれからまた流れて行って、たとえとめても、全部が全部使っちゃうわけじゃありませんので、今度はそれをまた水道管の中へ流していくと、残ったものという形になると、ちょっと不衛生で飲料水としては適さない、全体が適さないようになっちゃうおそれがありますけれども、それはそういう使い方をしてよろしいのかどうか。どうのように考えていらっしゃるのか。

○委員長（長谷部 集君） 樋川係長。

○消防防犯係長（樋川浩一君） こちらの機械につきましては、管の迂回をさせることができますので、配管ができると思われましても、申しわけありません、そちらのほうはこちらのほうでまた確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で防災危機管理課関係の質問を終了し、ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、教育総務課より10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費について、繰越明許費もあわせて説明をお願いします。

樋口教育総務課長。

○教育総務課長（樋口 充君） おはようございます。

教育総務課から補正予算について説明をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

補正予算の説明書の16ページ、17ページをお願いいいたします。

下段の10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費について説明をさせていただきます。

補正前の3億3,215万9,000円に対しまして、1億6,360万3,000円を増額補正し、補正後の額が4億9,576万2,000円になるものでございます。

補正額の財源内訳ですが、国庫支出金の学校施設環境改善交付金3,548万2,000円、市債は合併特例債1億2,580万円、一般財源が232万1,000円の増額でございます。

内容ですが、18ページ、19ページをお願いいいたします。

説明欄の01小学校関係職員費439万7,000円の減額につきましては、先ほど人事課の説明のとおりでございます。

次に、09敷島小学校費の1億6,800万円につきましては、現在工事を行っております平成28年度繰越事業としての1期工事の引き続き、大規模改修工事の第2期工事分について国の内示がございまして、増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、工事管理委託料と工事請負費でございます。

工事内容は、校舎南館、北館の内装、建具、機械設備、電気設備などの工事を実施いたします。

22ページをお願いいいたします。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費敷島小学校施設整備費につきましては、工事管理委託料と工事請負費の全額1億6,800万円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この施設整備の入札とかいろいろの日程等があると思うんですけども、それについてはどんなぐあいになっているのか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 今現在、期の工事と空調の工事をやっておりますので、今回繰り越しをさせていただきたいということでお願いするものですが、工事につきましては、来年4月に入りまして入札、また工期につきましては翌年の31年3月いっぱいくらいまでを工期として考えております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっとこれとはあれで関連なんだけれども、今やっている工事の進捗状況とかその辺は、ちょっと、これとは変わらないのか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 1期工事につきましては、今、南館、北館の外壁の塗装防水工事等が主にやっている工事なんですけれども、今現在、南館につきましては防水または塗装のほうは終わっております。

北館につきましては、今塗装をやっている最中ございまして、今進捗率としましては70%くらいの状況でございます。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） まあ工程どおり進んでいるという判断でいいのかな。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この小学校の設備の整備工事、そもそもこういうものは、今敷島小学校やっているんだろうけれども、どういうあれから、要するに運営上こういう補修をしていかなきゃいけないというのは、今後はこういうことというのは、ほかの学校にも起こり得ることですか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 今現在、大規模改修工事ということで実施をさせていただいているんですけども、そちらにつきましては、築年数等の状況も鑑みながら大規模改修工

事をしていたところでございます。

今後につきましては、ことしと来年の2カ年で今学校施設の長寿命化計画を立てておりますので、そちらの計画に基づきまして、学校の状況等を鑑みながら、整備また修繕等を行っていきたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そうすると、今後2年間ぐらいで大体こういう長寿命化に関する学校の整備というものは、計画としては大体それで終わるような感じということでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 今回計画の中で、今、学校16校の状況を各学校ごとにカルテをつくって調査をさせていただいて、来年そちらの調査に基づきまして各学校の整備状況等を計画していくわけでございますので、それが出てきてから各学校の整備等が決まってくるかと存じます。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 要はこの合併特例債が使える、結構この市債を使っているんじゃないですか。使えるうちにそういうことをやろうというような、根本的にはそういうことなんですか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 特例債につきましては31年度で終わるかと思っております。その後につきましては、各国の補助金、交付金等を見越しながら、計画の中でそれを使っていきたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そのこの学校の事情とか、通っている数とか、そういったものは総合的に判断をするんだろうと思うんだけど、私が思うのは、やっぱり長引けばだんだんもと悪くなるということの繰り返しのつながりなわけなもので、やっぱりどうしてもやらなければならないことであれば、優先順位がやっぱり私は、古いのから優先順位がついていくと思うんだけど、そういうことは検討の課題には当然なっているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 一応築年数また、その施設の状況をことし見させていただい

てなっておりますので、そういった優先順位的なことをつけていただきながら整備をしていきたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） ここから見えている、その新しい竜王小学校の体育館のときに、3.11の前、竣工議決のときに議会で質問をしたんです。新しい耐震基準になっている今工事中だから、追加工事の予算取ってでも補強工事やるなりしてやってほしいという話をしたときに、教育部長が、これは大丈夫な設計になっていますと言ったんだよね。その後2年ばかりたったら、天井取っ払っちゃって、今音響は悪いわむちゃくちゃなんだよね。そういうことは、やっぱり少し何か真剣に誰かアドバイスみたいなのある人に細かく見てもらってというのが一番大事だというふうに思うんだけど、そういう前例もあるんで、やっぱりそれは確かにこれから統廃合もあり得るかもしれないというふうに、減っていくようなところに金をかけるのか、この間の質問にあったように、双葉東小学校かな、人数がやたら多くなっちゃって困っているという話と、やっぱりみんな関係することだもんで、どこかこう総合的に見て判断ができるような人と、ちゃんとしたコネクションを持って研究すべきだと思うんだけど、そういう計画でやっていますか。

○委員長（長谷部 集君） 生山部長。

○教育部長（生山 勝君） ただいまの齊藤委員さんのご質問にお答えいたします。

確かに、竜王小学校のときにつきましては、お答えにつきまして、当時つり天井ということで3.11のときに大被害が出たということの中で、当時の工法から天井を剥がしまして、新しく地下づきの天井にしたという経緯がございます。それによりまして音響関係の水準が悪くなったということをご指摘を受けました。そちらにつきましては改善を行いまして、今の段階では解消は図られているというふうに、私のほうで理解しております。

今後、長寿命化計画の中におきましても、現在請け負っている業者につきましては、非常に大手の業者でございます。中には1級建築士たくさんございます。そういう形の中で、我々のほうといたしましてはあらゆる16校の校舎の現状、また特に安全性、これにつきましては最優先課題としておりますので、老朽化はもとよりでございますが、安全面の基準の中で一番優先しなければならないのはどこなのかということ現在進めておりますので、そういう面では最優先課題ということで現在行っております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

滝川副委員長。

○副委員長（滝川美幸君） 一般質問の中で、長谷部議員から双葉中学校の非常に劣悪な環境であるということを知り、本当に私たちは竜王地区ですので、双葉中学のことをよく知らずに、えっそんな環境の中で子供たちがいるのかなということは驚いたところですが、ちょっとここで1つ、子供たちというのは幼稚園、保育園、それから小学校まで3食食べた後、お昼御飯食べた後、歯磨きをするという習慣をつけてくる中で、先日の答弁の中で、双葉中学は水道が足りない、それで手を洗うのもままならない中で、歯磨きはしていないという答弁でしたので、その辺ということもしっかり考えていただかなければならない。今の日本の教育の現場の中で、子供たちに水道が足りない、トイレが足りないということは、本当にあってはいけないことだなということを感じておりますので、ぜひその優先順位という中で、安全ということであれば、もちろん天井のほうは災害時には非常に身の危険であることは確かですから、優先順位がついているとは思いますが、なるべく早く、本当にその双葉の子供さんたちの環境というのは来年度から取り組んでいただきたいなということを感じておりますので、よろしく願いいたします。要望で結構です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 先ほどのご答弁の中で、この補正を組んで来年の4月ごろ入札をしたいというようなご答弁がございましたが、今9月に補正を組んで来年4月に工事に取りかかるというんですか、ちょっとどうしてそんな遅くなるのかなという気がいたします。繰越明許は全額取っておいても、これは何もその通りにしなきゃならないわけではありませぬので、上限額ですから、やっぱり予算取った以上は事業進めて、必要なだけ繰り越せばいいわけで、なぜそういう予定でいるのか、どういうお考えで進める考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 委員さんのおっしゃることもあるかと思うんですけれども、1期分の大規模改修工事の工期が、今3月16日が工期となっております。工事的には、進

捗率的には今順調に進んでいるところでございます。また、空調工事もあわせて今やっているんですけれども、こちらにつきましては今年度末ということにはなっておりまして、工事が重複するというので、工程管理もちょっと困難なことや、現在の工事の進捗率等が支障が出てくるようなことも考えられますので、今期に繰り越しをさせていただいて、4月新年度以降に工事をさせていただきたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 工事が今第1期工事をやっているということは理解できますが、場所は違うわけですね、1期工事と2期工事の、南校舎と北校舎というような形で。また同一業者がやるとも限りませんし、当然同じ服装してやっても十分できるんじゃないかと思えますので、全額繰り越しを取ってありますけれども、当然設計とかそういうものはなさるでしょうし、できればやっぱり少しでも子供たちも1日も早く完成していただきたいと思うし、工期もそんなにだらだら長く2年間もやるということではなしで、できるだけ短期間で工事も終わって、新しいきれいになったところで勉強するというような形になるように努力をしていただいて、そちらの考えもあると思いますけれども、やっぱり期間をかければいいというもんではありませんから、できるだけ短時間で工期も終わるような形で、いい工事ができるようなものを検討していただきたいと思います。要望で結構です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） それでは、大規模改修について、敷島小学校だと思えますけれども、例えば敷島小学校の将来的に生徒数がどういうふうに動くのか。例えば5年10年後、この改修をもってそれを予測しておやりになっているのか。あと、将来的に北小との統合問題もあると思うんですが、この辺の生徒数の増減に対しての政策はどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（長谷部 集君） 生山部長。

○教育部長（生山 勝君） お答えいたします。

現在小学校におきましては、双葉東小学校一番多い児童数でございます。一番少ないのは敷島北小学校でございます。その中で、現在五味議員さんの中で敷島小学校の大規模改修ということでございますが、今回につきましては、教室数をふやすとかそういうことではございませんで、大規模改修ということで、いわゆる中、外、また防水、屋上、そういうものを全面的に改修を行います。

また、敷島小学校につきましては、現在単級ということで、各学年1クラスしかございません。また、将来的に1クラスということで、小学校1年で1クラス、各学年1クラスということで単級ということになっています。今後は、敷島小学校の通学区域のまた人口増とかそういうものを見る中でも、新しく開発がなかなか難しい状況でございます。一方敷島小学校では確かに若干ずつはふえつつはございます。そういうことの中で、敷島小学校また敷島北小学校、またあわせて敷島南小学校を入れた3校で、通学児童の問題というのは、これまた10年後の中で若干になると検討していかなければならないものかというふうには捉えております。

幸いにも、この4月敷島南小学校につきましては、2クラス普通教室を増築いたしましたので、当面2クラスがあれば対応できるような状況になってございます。ただ、将来的にはやはり敷島小学校、敷島北小学校の問題は、通学区域の編成というものも重い課題ということで捉えていかなきゃならないというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） その返事でいいと思います。現状の教室数で大規模改修するということは、増減は今のところ考えていない、もし増減があれば、それぞれの学校の区割りの問題とか、生徒数に応じてでしょうけれども、そういったことを考えるということでもいいんでしょうか。そういうことですね。

○委員長（長谷部 集君） 生山部長。

○教育部長（生山 勝君） そのとおりでございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

なければ以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで教育総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開します。

続いて、生涯学習文化課より10款教育費 6 項社会教育費 4 目文化財保護費について説明をお願いします。

土屋生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） お疲れさまでございます。

生涯学習文化課より、9月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書は18ページから21ページをお願いいたします。

一番下段になります。

10款教育費 6 項社会教育費 4 目文化財保護費でございます。補正前の額1,647万2,000円に対しまして407万1,000円の増額補正をお願いし、補正後の額が2,054万3,000円になるものでございます。財源は全て一般財源となります。

内容につきましては、03文化財調査事業として旧敷島幼稚園跡地に保育園を建築するに当たり、埋蔵文化財発掘調査を実施するための経費の計上でございます。これまで3回に分け試掘調査を実施してまいりましたが、その結果、遺構、遺物が確認されましたので、このたび本調査を実施することとなりました。調査期間は約2カ月半を予定し、作業員は延べ250人を見込んでおります。

経費の内訳としまして、発掘調査に係る作業員賃金170万円、需用費6万円、これは消耗品、図面ファイル等でございます。発掘調査測量委託料159万9,000円、使用料及び賃借料としまして71万2,000円、重機等の借り上げ、簡易トイレ等のリース料になります。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 試掘したというんだけど、試掘の段階ではどんなようなものが出てきたのですか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 古墳時代の竪穴建物跡とか土器とか土師器とか、そういったものが出てきております。

○委員長（長谷部 集君） そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、以上で委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） こうした埋蔵文化財の調査には、通常、国庫補助金等があるわけなんですけれども、今回はついていませんが、これは市の所有地だからなのか、その辺はどんなことになっているんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 発掘調査は原因者負担ということで、市の持ち物ということで、100%一般財源投入ということになります。

○委員長（長谷部 集君） そのほかございませんか。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 古墳時代の遺構とか遺物があったということですが、これを本格的に調査に入ったとき、あと、これをどのように管理をするかという問題でありますけれども、どんなふうにされるんでしょうか。やってみなきゃわからん。

○委員長（長谷部 集君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 調査をいたしまして、出土いたしました土器等につきましては、整理、分析をした後、一般的に一般公開という形で、その年度、あるいはそれ以降に市民の方々に何らかの形で展示、公開をします。その後は収蔵庫へ収蔵するという形になります。

○委員長（長谷部 集君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 一般公開というのは、その現場で一般公開するというわけですか。

○委員長（長谷部 集君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 一般公開というのは、現場というよりは、どちらかといいますと、終わった後に全て土器等を整理、分析しまして、その後展示という形で進めていきたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） この発掘調査によって、新しく今度建てる松島保育園の工期がおくれるとか、そういったことはあり得るんですか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 工期の問題ですけれども、その辺も子育て支援課と話を  
する中で、一応2カ月半で年内には終わるという予定でおりますので、30年度からの工期  
には特に影響はないように進めさせていただいております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで生涯学習文化課関係の質疑を終了し、歳出の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

審議に入る前に、先ほどの防災危機管理課関係の答弁が保留になっている部分の補足があ  
りますので、先に説明をしていただきたいと思います。

長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 防災危機管理課でございます。

先ほど飲料水兼用型の貯水槽の、貯水槽としての使用について、ちょっと若干説明をさせ  
ていただきます。

平常時でございますけれども、火災時につきましては消火栓と同様に、結合してホースと  
貯水槽の結合部、消火栓と同じような使い方で、結合して消火が可能ですので、衛  
生的には問題ないかと考えております。

災害時、遮断弁が閉じて貯水槽として機能しているときにつきましては、通常であれば飲  
料水として使う用途になろうかと思っておりますけれども、最悪、消火として使う場合については、  
吸管を投入することになりますので、そういった場合については飲料水としては使えなくな  
りますので、後日水を全部くみ出して清掃をしなければ使えないというふうな状況になりま  
す。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 先ほどの補足説明でした。

ここで暫時休憩し、職員が退出をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開します。

続いて歳入について行います。

企画財政課より、14款国庫支出金から21款市債まで一括して説明をお願いします。

横森企画財政課長。

○企画財政課長（横森貴志君） お疲れさまでございます。

それでは、このたびの一般会計補正予算2億3,728万9,000円につきまして、財源となります歳入予算について、一括してご説明いたします。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

初めに、14款国庫支出金でございます。

1項国庫負担金2目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金231万9,000円の増額につきましては、母子生活支援事業の母子生活支援施設措置費の増額に伴い、財源として補助率2分の1となります児童入所施設措置費等負担金を計上するものでございます。

次に、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金2,083万5,000円の増額につきましては、臨時福祉給付金等給付事業費補助金でございます。

2節児童福祉費補助金2万6,000円の増額につきましては、次世代育成支援対策事業の1つであります子育て短期支援事業の利用者数等の増加に伴い、委託費経費が増額となりますので、財源として補助率3分の1となります地域子ども・子育て支援事業交付金を計上するものでございます。

7目土木費国庫補助金1節土木費補助金363万7,000円の増額につきましては、災害時避難路通行確保対策事業費補助金の財源として、補助率3分の1となります社会資本整備総合交付金を計上するものでございます。

9目教育費国庫補助金1節小学校費補助金3,548万2,000円の増額につきましては、敷島小学校大規模改修工事の第2期工事が学校施設環境改善交付金事業に採択されたため、財源

として補助率3分の1となります学校施設環境改善交付金を計上するものでございます。

次に、15款県支出金でございます。

1項県負担金2目民生費県支出金2節児童福祉費負担金115万9,000円の増額につきましては、国庫負担金と同様に、母子生活支援事業の母子生活支援施設措置費の財源として、補助率4分の1となります児童入所施設措置費等負担金を計上するものでございます。

次に、2項県補助金2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金2万6,000円の増額につきましては、国庫補助金と同様に、次世代育成支援対策事業の子育て短期支援事業の財源として、補助率3分の1となります地域子ども・子育て支援事業交付金を計上するものでございます。

7目土木費県補助金1節土木費補助金165万5,000円の増額につきましては、国庫補助金と同様に、災害時避難路通行確保対策事業費補助金の財源として、補助率6分の1となります山梨県災害時避難路通行確保対策事業費補助金を計上するものでございます。

次に、17款寄附金でございます。

1項寄附金3目民生費寄附金1節社会福祉費寄附金50万円につきましては、本年3月にお亡くなりになりました故人のご親族の方から、故人の遺志に基づき、本市の高齢者福祉事業に活用してほしいと寄附の申し出がございましたので、3款民生費の3目老人福祉費の在宅福祉事業へ充当し、財源更正するものでございます。

次に、18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金4,585万円の増額につきましては、今回の補正予算の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、21款市債1項市債12目合併特例債1節合併特例債1億2,580万円につきましては、敷島小学校施設整備費の大規模改修工事等の財源として増額するものでございます。

地方債の現在高の見込みに関する調査につきましてご説明いたしますので、補正予算説明書の23ページをお開き願います。

表の一番下の行が合計でございます。今回の補正で1億2,580万円を増額いたしますと、本年度36億6,328万円の起債の発行を見込み、一番右の列になりますが、今年度末の現在高は257億5,780万円となる見込みでございます。

なお、表の左から4列目の一番下になりますが、起債見込額の補正前の額35億3,748万円には、表の下の注意書きにもありますとおり、前年度からの繰り越し事業に係ります起債見込額14億8,470万円が含まれております。

以上、歳入についてご説明いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

なければ以上で委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、17款の寄附金のことで、前回、厚生環境委員会でも寄附金のことでちょっと私も質問させていただいたんですが、こういった寄附金の感謝状等の表彰規程がないということだったんですけれども、こういったことを、もし賞状1枚でも規程等をつくっていただいて感謝の気持ちを市から出すというの必要なのかなと思うんですが、いかがでしょうか。なければ要望としてお願いしたいんですが、お願いします。

○委員長（長谷部 集君） 内藤部長。

○企画政策部長（内藤博文君） いろいろな方からいろいろな形で町の行政、いろいろなことに役立ててほしいということで寄附金をいただくわけでございます。今回も50万円ですが、例えば育成会で集めた何千何百円とかいろいろあります。

今のところ、制度としてそういう寄附は温かくいただいておいて活用するという形になっていますが、そういうふうな表彰状あるいは感謝状を渡すというふうな形の制度はない部分であると、実際私はそういうふう把握しておりますが、一応ご意見をいただいた中で、ちょっと何かで調べてみたいというふうに考えております。

○委員長（長谷部 集君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） いろんな物でとか金額の差もあると思いますが、金額も、例えばある一定の金額以上はとか、そういったものをもし規定がないのであれば、そういうのも考えていただいてつくっていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（長谷部 集君） 内藤部長。

○企画政策部長（内藤博文君） 失礼いたしました。

なお、広報紙には、志ありがとうございましたという形でご紹介するような形で、市民の方にお知らせはしている。もちろん掲載をご希望する方だけですが、そんな形でご紹介しているという制度はありますので、お知らせいたします。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 今の寄附金のことですけれども、50万円いただいて老人福祉ということですから、老人福祉への指定寄附ですけれども、今回たまたまそれを財源更正という形で、一般財源を減らしてその分をとということで、そういうことも当然、老人福祉に使われたということには違いないわけですけれども、何かもっと寄附されてそれが活かされるというか、目に見える形で、例えば50万の物を買うとか、補正で備品購入で計上してそれがいただいたものだという形で購入するとかってというような形で、やっぱりせっかくそういう遺志で寄附されたものを、一般財源等を減らして、こっちがそこへ財源で入ったというだけのことだと、何かせっかくの寄附が活かされないのかなという感じもするわけですけれども、これはたまたま支出のほうとも絡みがあるから、歳入だけで引いてもどうかと思いますけれども、方針として、こういうものはそのまま財源更正とか何だかで使われればそれでいいんだと、そういう考えなのか。たまたま今回使うところがなかったから財源更正でいったのか。その辺はどういうお考えで進めているのか、進める予定なのか、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 寄附を申し出いただきましたご本人の遺志が一番尊重されるものと考えております。それによりまして、担当課のほうでも、今議員さんがおっしゃいましたように、何かどうか物で残して後世に語り継ぐような物を残す必要のあるものもあるかと思っておりますけれども、ご本人のご遺志の中で担当のほうで在宅福祉事業のほうの既存の事業に活用してほしいということで聞いておりますので、今回はそちらのほうに財源更正したと思っておりますけれども、ただ、場合によりましては今ご意見を賜りましたように、そういう物も残すものも考えておりますので、うちのほうはいただきましたから全部財源更正というふうには考えておりません。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで歳入の質疑を終了します。

これより議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第54号を終わります。

これで補正予算の審査を終わり、暫時休憩といたします。

会議の再開を、後ろの時計で11時といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時59分

○委員長（長谷部 集君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより請願の審査を行います。

請願の審査2件ありますけれども、まず初めに、請願第29—5号 「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書提出への請願を議題といたします。

紹介議員であります樋泉議員より請願の内容等、説明をお願いします。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） ご苦労さまでございます。

貴重な時間を、「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書提出への請願の時間をつくっていただきまして、ありがとうございます。

よく検討していただきまして、ご可決いただきますようお願いをいたします。

では、朗読をもって説明にかえたいと思います。

お手元にある請願書を見てください。

「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書提出への請願。

請願者氏名、戦争させない甲斐市民ネット、代表、谷口和男。住所、甲斐市西八幡1664—5。紹介議員、私でございます。

〔請願事項〕平成29年6月15日に強行採決された「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正は、私たち市民の内心の自由を侵し市民を監視する危険性が強く、参院法務委員会での採決をせず本会議で強行採決されるなど成立過程にも問題がある。同法改正を廃止する意見書を甲斐市議会として内閣総理大臣と国会両院議長に提出することを請願します。

〔請願理由〕以下、私たちが組織犯罪処罰法改正の廃止を要望する内容です。

①「テロ等準備罪」は、過去3回廃案になった「共謀罪」の構成要件を改めたとされるが同様の中身であり、議論が不十分なまま強行採決された法律である。

②処罰の対象は具体的な犯罪行為でなく、「対話・共謀したこと」「準備したこと」を処罰できる法律であり、刑法上では異例である。これでは、憲法に保障された「内心の自由」を否定することにつながる。

③組織的団体を対象とするとしているが、具体的なことは規定されていない。一般市民団体及び一般市民まで対象とされる危険性がある。

④この法案に危惧を抱く国民は各種世論調査でも半数近くを占めており、参議院法務委員会での審議を打ち切り採決を経ず参院本会議で強行採決されたことは、国民の意思を尊重すべき議会制民主主義の精神に反するものである。

⑤法律の専門家である山梨県弁護士会・全国弁護士連合会・刑法学者の多数・著名なジャーナリスト・日本ペンクラブなど多くの団体個人が反対し廃止を求める声明を出している。

以上であります。

どうぞご審議よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより内容等につきまして、紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより本請願について、順次各委員の意見を求めます。副委員長から順次指名しますので、意見をお願いいたします。

まず初めに、滝川副委員長。

○副委員長（滝川美幸君） 樋泉さんが目の前でにっこりとしていただいて、本当に何て申し上げていいか。

この問題非常に難しく、もちろんこのことは前にも請願で出ていた中で、強行採決という中で、甲斐市委員会においても取り下げたという経過がありますが、この中にあるように、今からしっかりと具体的なことを規定していくという政府の方針で、また東京オリンピックも控えていて、日本もテロというものに避けて通れない、いつ起こるかわからないという今の世界情勢の中で、日本も何らかの手を打たなければならないなということを非常に感じています。これは本当に戦争が起きてはいけないことでもありますので、戦争の中に巻き込まれないように、今から日本人として、国民の1人として、しっかりとこの行方を見守って、これがいい方向へ、日本の安全を守るためのよい方向に持って行っていただけるような形になっていくほうへ、一生懸命で研究していかなければいけないかなと思っておりますので、今回はこれに賛同することはできないという形ですので、よろしいでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 不採択ということですね。

○副委員長（滝川美幸君） 反対、不採択ということでお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 次に、松井委員欠席ですので、斉藤委員お願いします。

○委員（斉藤芳夫君） 表現は憲法違反となつてはいますが、受けとめ方がどこかが違うかなというふうな立ち位置です。国会の委員会で審議されたことであり、場合によって今表現的に強行採決と言っているけれども、成立したものが廃止というには、また手間も暇もかかる大変なことの案件だと思うんで、内容の精査は今後いろいろ国会でも、皆さんも、例えば共産党さんは筆頭になってやってもらえるとは思いますが、今回この議会としてこれを請願を出すことには不採択という考えでいます。

○委員長（長谷部 集君） 次に、有泉委員お願いします。

○委員（有泉庸一郎君） 樋泉さんが今紹介した、その請願の趣旨ですよね、これもわからないことはないんですけども、ただ、いろいろな方が反対しているとはいえ、ここにも説明の中である半数近く反対だけれども、賛成の人も半数いるわけです。だから受けとめ方として、やっぱり僕は、こういうテロみたいなものが起きないための法改正であるということか

ら言えば、これが変なものに運用されないように、今後も国会とかで気をつけていただければと思うんです。そのための国会があるわけですから。

それで、今までもケナタッチという国連の報告者がいますよね、その人がかなりいろいろな表現の自由を不当に制約する恐れがあるとか、恣意的に適用され、国民監視が強まる恐れがあるというようなことを日本政府が求めて、日本政府がそれに対する反論というか、ものを彼に送ったみたいなんだけれども、実際は返ってきていないらしいんですよ、日本政府が声明したことに対して。そのときの日本政府の言い分としては、国内で10年以上議論を続けて慎重な検討を、賛成したほうから言えば、慎重な検討を重ねてきたというような認識でいるんです。改正法は人権に配慮した内容だということを言っているんだけど、だから、この辺をどうとるかということなんです。僕はやっぱり前向きに考えれば、こういう処罰法も制定して、先ほども言ったように、あとは国会なりが監視しながら運用していけばいい話で、今の何かちょっとトラウマになっている部分があるんじゃないかなと思うんで、悪い方向へ悪い方向へ行くんだというような捉え方というのは、あんまり僕はいい方向じゃないような気がします。

この請願に関しては不採択ということでお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 次に、内藤委員をお願いします。

○委員（内藤久歳君） 樋泉議員から紹介議員ということで、ここに5項目ある内容のことで請願の趣旨だと思うんですけども、これについては、この5つの項目を見ると、納得できる部分もあるし、それぞれの考え方を集約した廃止ということになると思うんですけども、一応これ法律が成立した過程の中で、今後の運用というか、そういうものに関してしっかりと監視をしていくという、多分法律のスタートとしてさまざまな問題が出てくると思います。なおかつ、ヨーロッパなんかでのテロを見てみると、本当にある面では、全くわからないような一般市民がそういうテロ行為をやっているというふうなことも現実で、そういった点から考えると、一般市民を監視するという部分もある程度視野に入れる中で、この法律の運用をしていく必要があるんじゃないかなと思います。たまたま日本ではまだそういった事例が発生はしていないけれども、どんな形にせよ、このテロというものはいつ発生するかわからないのがテロです。そういう意味も含めると、この法律に基づいてそのテロ対策をやっていくというのは、一つの合法性かなというふうに思っています。そういう意味では、今後のこの行方を見守りながら、もしふぐあがあるようであれば、またこういった形で声を上げて改正をしていくというふうな流れかと思しますので、今回廃止ということに関しましては不

採択でいきたいと思えます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 最後に、保坂委員お願いします。

○委員（保坂芳子君） この問題が出たときに、長い間議論を重ねてきた結果であるということと、そして、ここに書いてありますけれども、強行採決であるとかということに関して、私は一々全部反対をしたいんですけども、私はやっぱり国の法律を成立させて、何としてもテロを絶対に起こさないと、その決意というのがこれだと思いますので、それであっても絶対ということはあるかもしれないですね。でも、やっぱり今できるぎりぎりの限界ででき上がってきた法律ですので、これを支持したいと思えますので、したがって今回のこの請願に対しては、不採択でいきます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 以上で各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分

○委員長（長谷部 集君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより請願第29－5号 「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書提出への請願について、採決を行います。

本請願について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長谷部 集君） 起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

これで請願第29－5号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前 11 時 12 分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き請願の審査を行います。

請願第29—6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員であります横山議員より、請願の内容等説明をお願いします。

横山議員。

○議員（横山洋介君） ご苦労さまでございます。

それでは、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書のご説明をさせていただきます。

請願人といたしまして、甲斐市PTA連絡協議会会長、亀田和範、住所、山梨県甲斐市大久保1400-64。同じく甲斐市公立小中学校長会会長、大柴剛一、住所、山梨県甲斐市富竹新田933-1。甲斐市公立小中学校教頭会会長、丸茂和也、住所、山梨県甲斐市中下条1481-3。山梨県教職員組合中巨摩支部執行委員長、諸星嘉史、住所、山梨県中央市西花輪1250でございます。

紹介議員は、滝川議員と私でございます。

請願趣旨といたしましては、請願事項1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1、義務教育の根幹である、教育の機会均衡・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充することでございます。

請願理由といたしましては、2017年度の政府予算が3月末に成立いたしました。学級編制標準の引き下げについては、2011年の義務標準法改正により小学校1年生の学級編制標準の改正が図られたものの、今年度も小学校2年生については、加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改正する検討と、法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されています。今後35人以下学級の着実な実行が必要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況があります。一人ひとりの子供に丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。また、新しい学習指導要領等により、授業時数や指導内容が増加しているとともに、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、「創甲斐教育推進大綱」に基づき、「甲斐で育ち、甲斐市を育てる人づくり」を基本理念に掲げ、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、是非とも甲斐市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2018年度政府の予算編成において、地方自治法第99条に基づき国の関係機関へ提出をお願いいたしますよう要請いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

また、昨年12月にも言い回しは少し違いますが、同じような請願書が出て採択していただいておりますが、また甲斐市では先ほど文章にもありましたが、創甲斐教育推進大綱があり、30人学級に近い取り組みも進んでいるのかなということも、私のほうからも指摘をさせていただきました。ただ、毎年全国規模でこういった形を数でやはり国のほうに進めていきたいというご意向でしたので、今回、私も引き受けをいたしました。

また、昨年、委員の皆様からも教員の質の問題も質問で出たと思いますが、こちらのほうも教員の先生方の質を高める研修も行っておりますが、今後、英語の授業導入が決まっておったり、保護者の対応等でかなり先日的一般質問にもありましたが、長時間労働というところ

ろにもつながっている部分もあるんですが、そういったことも含めまして、学級数の30人以下学級を積極的に取り組んでいきたいということと、あと教育にかける、子供にかける予算をもっとふやせるように、国にもっと進めていきたいというご意向でしたので、何とぞよろしく願いいたします。

以上であります。ありがとうございます。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これで紹介議員に対する質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ以上で質疑を終了します。

これより本請願に対して、順次、各委員の意見を求めます。

滝川副委員長より順次、お願いいたします。

○副委員長（滝川美幸君） 今回は私も請願紹介議員の一人ですので、これはもうここでいろいろ述べることなく、皆様のご協力をいただかなければならないということですので、よろしく願いいたします。

私の孫も、今少人数の非常に小さい学校に行っています。1クラスが20人前後で、1年生から6年生まで学級編制の変わりがありません。そういう中で、非常にのびのびと先生方と楽しい学校生活を送っている姿を見ますと、やはり昔と違って、今はいろんな問題を抱えている家庭が多い中で、先生方の負担は非常に大きい。そして、心身を悩ませる先生方も多いという中で、ぜひ早くこういうことが日本中で実現していけばいいなということを思っています。

早くこの請願がたびたび行われなくても、国の制度が変わっていていることを希望するわけでありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ということで、私は採択させていただきます。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員欠席ですので、次に、斉藤委員お願いします。

○委員（斉藤芳夫君） 先ほどの教育部長の話の中にもありましたけれども、マンモス校と過疎みたいな形になっている学校とがあると。学校の見直しというようなことも、いわゆる施設整備の問題と人数の問題は全く無関係ではないというふうに、私は持論的に持っています

んで、制度的にこれを請願という形で出すのは大賛成ですけれども、やはりそこにはいわゆる議論の中に、各地方の自治体がそれぞれの立場で、いわゆる統廃合なり何なりというような形、人口の配分、生徒の配分とか、そういったことにも配慮した上で、この請願の趣旨に近づくというか、そういうふうな方向に持っていけるような、自然となるようなという形もあり得るかなという手法のことも考えてみるべきだと思うんで、ぜひ採択して進めていってもらいたいなというふうに思います。

○委員長（長谷部 集君） 次に、有泉委員をお願いします。

○委員（有泉庸一郎君） この請願は、僕が議員になってからもずっとこういう請願、今までも出されていますし、今回、今横山議員紹介の中で、この請願理由も多少変わってきている部分もあると思うんです。それは非常にいいことで、教育の公平、みんなが公平に受けられるような、そういうシステムは積極的に国がやっぱりやらなきゃいけないことだと思っていますんで、これはどこの自治体からも多分この請願というのは出ていると思うんで、こういうことが今後やっぱり地方自治体から言い続けるということは、非常に大事なことはないかなと思います。採択をお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 次に、内藤委員をお願いします。

○委員（内藤久歳君） 例年出ているわけですけども、こういう中でなかなか国のほうも、出し続けてはいるんですけども、なかなか進展しないということ。それから今回も政府のほうでは、学校教育の無料化とか、そういう消費税の増税に対するその財源を充てるというふうなことも言っているんですけども、具体的にその進展はしていないよね。だからその辺のところをやっぱりこういう形の中で強く訴えるということも必要なことだと思うし、もっと言えば、この中に今問題になっている、私もさっきも質問した中で、やっぱり先生たちの待遇改善ということも一歩加えて、そして両方の面からこう請願をしていくという、いろいろこういう教育案件の中で状況が変わっている中で、この30人学級ということも一つのテーマなんだけれども、そういう中で先生たちの小学校、中学校も含めて、労働環境の改善とか、多忙化の改善とか、そういったことも触れながらやっていくと、もう少し中身があるのかなというふうな気がします。

そんなことを含めて、意見書の中にももしあれば、ちょっとつけ加えてやったらどうかなというふうに思います。そういう意味で、趣旨としては採択をしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 次に、最後に保坂委員おねがいます。

○委員（保坂芳子君） 私もこの請願、何回も受けておりまして、毎回賛成しております。反対する理由がありません。ただ、今、内藤委員からもありましたように、その時代に合った問題、課題、もう少しやっぱり入ってもいいかなど。ただ、今回意見書見ますと、創甲斐教育ということについて触れて、それでぐっと甲斐市としても近づいているという感じが非常にするので、そこは評価したいかなと思いますので、採択ということでお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 以上で各委員の意見を終了とし、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

これより請願第29-6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について採決をいたします。

本請願は採択することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で請願第29-6号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

休憩中に意見書（案）が配付をされました。

先ほど採択されました請願は、関係機関への意見書の提出を求めていますので、これより意見書（案）について協議をさせていただきます。

初めに、事務局より意見書（案）を説明いたします。

興石係長。

○書記（興石文明君） お配りしました意見書（案）について朗読をさせていただきます。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）。

2017年度の政府予算が3月末に成立しました。学級編制標準の引き下げについては、2011年の義務標準法改正により小学校1年生の学級編制標準の改定がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されています。今後、35人以下学級の着実な実行が必要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況があります。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。また、新しい学習指導要領等により、授業時数や指導内容が増加しているとともに、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、「創甲斐教育推進大綱」に基づき「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」を基本理念に掲げ、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

2、義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日、山梨県甲斐市議会議長、小浦宗光。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 事務局の説明が終わりました。

この意見書（案）について修正箇所等ありましたらご意見をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 先輩議員から教員の処遇改善という意見がさっきあったように、これは、趣旨はこの30人以下学級にしたから教員の負担が軽くなるのかどうなのかというところまでは何とも言えないけれども、やはりそれはそれでそういう請願も、もしかしたら後、出てくるかもしれないけれども、うちの議会として、もしそういうことが、例えば3番目、4番目のところに、例えば請願を出された校長先生会とかそういう人たちに異論がなければ、つけ加える文面もあってもいいかなというふうに思うんだけど、その辺はみんなで検討してみてもらえたらどうかなと思うんだけど。

○委員長（長谷部 集君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時45分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開します。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ここの5行目のちょっと細かいことなただけけれども、「国の施策として定数改善にむけた財源保障をし」と。「財源を保障し」と、ここに「を」を入れたほうがいいんじゃないのか。「財源保障をし」というでしょう。「財源を保障し」と「を」を入れたほうが、文としては……。

○委員長（長谷部 集君） 「を」を入れたほうがいいというご意見が、今出ていますけれども、異論がなければ……。

○委員（内藤久歳君） 「財源保障をし」と言っているから、「財源を保障し」ということのほうが訴えが強いというか、そんな気がしたけれども。

○委員長（長谷部 集君） 「を」の位置を移動するということですね。

○委員（内藤久歳君） 「をし」じゃなくて「財源を保障し」とやったほうが、流れとしてはいいのかなと。「を」をここに入れて「し」にしたほうが。

○委員長（長谷部 集君） 「財源保障をし」じゃなくて、その「を」の位置を入れかえて「財源を保障し」ということで。

異論がなければ、そのように訂正をいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） そのほか訂正等、意見はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、先ほど休憩中に皆さんのご意見を伺ったとおり、何人かの委員から意見がありました教職員の先生方の多忙化の問題とか、その辺の仕事の環境に関しましては、請願人に紹介議員を通じて、次回も同じような請願を出すのであれば、その折に検討をしてもらおうということで、今回はこの意見書の内容でいくということで意見がまとまっておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、意見も出尽くしたと思いますので、ご異議がないようでしたら原案のとおり決定をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、この意見書の案の協議を終了いたします。

なお、賛成委員の皆様には、紹介議員も含めまして、後ほど意見書への署名をお願いいた

しますので、よろしくお願いいたします。

以上で請願審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より何かあればよろしくお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ次に事務局お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、その他を終了いたします。

以上をもちまして、総務教育常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時49分